

韓国知的財産ニュース 2020年4月後期

(No. 413)

発行年月日：2020年5月8日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4月16日から30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則一部改正令
- 1-2 実用新案法施行規則一部改正令
- 1-3 特許法施行令一部改正令（案）立法予告
- 1-4 商標法施行令一部改正令（案）立法予告

関係機関の動き

- 2-1 ICT技術を活用した韓国の新型コロナウイルス対応事例を紹介
- 2-2 新型コロナウイルスの「K-診断キット」、特許登録第1号
- 2-3 特許庁、新型コロナウイルスの早期克服に向けた協力拡大
- 2-4 特許庁、特別災難地域に特許手数料の減免施行
- 2-5 新型コロナウイルス関連の中小企業に対する営業秘密保護の特別支援
- 2-6 特許庁、「K-防疫モデル」を主要海外特許庁と共有
- 2-7 特許庁、人工知能を用いた新型コロナウイルス治療剤の開発現場を訪問
- 2-8 韓・サウジ特許庁長、テレビ会議を開催
- 2-9 特許庁、新型コロナウイルスの危機を克服するための「韓国製診断キット、ウォークスルー検査情報」を韓国内外に共有
- 2-10 特許庁長、新型コロナウイルスのワクチンを開発する「G+FLAS 生命科学」を訪問
- 2-11 特許庁、第1回知的財産スタートアップコンテストの参加者を募集
- 2-12 特許庁、特許書類提出期間の追加延長を実施
- 2-13 2020年「国家知識財産ネットワーク（KIPnet）」の活動を本格開始
- 2-14 特許庁、キャリア審査官の採用が前年比50%以上増加

模倣品関連および知的財産権紛争

※本号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 新型コロナウイルスのパンデミックにおける治療剤関連の商標出願が急増

その他一般

- 5-1 不動産関連サービスに新たな風が吹く
- 5-2 「2020 キャンパス特許ユニバーシアード」、4月23日から参加申込の受付開始

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則一部改正令

電子官報（2020.3.30.）

産業通商資源部令第368号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公告する。

2020年3月30日

産業通商資源部長官

特許法施行規則一部改正令

特許法施行規則の一部を次のとおり改正する。

第21条に第5項及び第6項をそれぞれ次のとおり新設する。

⑤第2項から第4項までの規定にも関わらず法第42条の2第1項の後段により明細書に請求の範囲を記載せず出願する際には、特許出願書に第2項から第4項までの記載方法に従わず、発明の説明を書いた明細書（以下「臨時明細書」という）を添付して提出することができる。この場合、臨時明細書を電子文書で提出するためには、特許庁長が定めて告知するファイルの形式に従わなければならない。

⑥第5項により臨時明細書を提出する場合には特許出願書にその趣旨を記載しなければならない。法第47条により臨時明細書を補正する際には別紙第9号書式の補正書に第2

項から第4項までの規定による明細書、要約書及び必要な図面を添付し、特許庁長に提出しなければならない。

第39条各号以外の部分の中で『「地域特化発展特区に関する規制特例法」第36条の8又は「先端医療複合団地指定及び支援に関する特別法」第26条』を『「規制自由特区及び地域特化発展特区に関する規制特例法」第55条又は「先端医療複合団地育成に関する特別法」第26条』にする、第26条」に、「提出しなければ」を「提出せねば」にする。

第120条の6の題目以外の部分は第1項にし、同条に第2項を次のとおり新設する。

②特許庁長または特許審判院長は、特許に関する手続を効率的に処理するために、必要であると認める場合には第9条の4により電子文書で提出された書類も法第217条の2第1項により、再び電子化することができる。

第121条の題目以外の部分を第1項にし、同条に第2項を次のとおり新設する。

②第1項によるインターネットアドレスの表示方法とその他の特許表示または特許出願表示の具体的な方法は特許庁長が定めて告示する。

<改正理由及び主要内容>

迅速な特許出願を支援するために特許出願書を提出する際、最初に添付する明細書に請求の範囲を記載せず、追って補正をする場合には明細書作成の形式要件を緩和し、画像形式などの臨時明細書を提出することもできるようにし、先行技術の検索への便宜など、特許に関する手続きを効率的に処理するために臨時明細書なども検索が可能な形態に電子化できる根拠を設け、第3者が特定の特許出願が拒絶理由に該当するため特許になれないという趣旨の情報を特許庁長に提供する場合、匿名でも提供できるようにする等、現行制度の運営上で現れる一部の不備を改善・補完するためである。

1-2 実用新案法施行規則一部改正令

電子官報 (2020.3.30.)

産業通商資源部令第369号

実用新案法施行規則の一部改正令を次のとおり公告する。

2020年3月30日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のとおり改正する。

第3条に第5項及び第6項をそれぞれ次のとおり新設する。

⑤第2項から第4項までの規定にかかわらず、法第8条の2第1項後段により明細書に請求の範囲を記さず出願するときには、実用新案登録出願書に第2項から第4項までの記載方法に従わず、考案の説明を記す明細書（以下「臨時明細書」という。）を添付して提出することができる。この場合、臨時明細書を電子文書で提出するためには、特許庁長が定めて告示するファイル形式に従わなければならない。

⑥第5項により臨時明細書を提出する場合には、実用新案登録出願書にその旨を記載しなければならない。法第11条により準用される「特許法」第47条により臨時明細書を補正するときには「特許法施行規則」別紙第9号書式の補正書に第2項から第4項までの規定による明細書、要約書及び必要な図面を添付し、特許庁長に提出しなければならない。

<改正理由及び主要内容>

迅速な出願を支援するために実用新案登録出願書を提出する際、最初に添付する明細書に請求の範囲を記載せず、追って補正をする場合には明細書作成の形式要件を緩和し、画像形式などの臨時明細書を提出することもできるようにし、国家研究開発事業として支援を受けた考案を出願する場合、実用新案登録出願書に記載する項目と国家研究開発事業を管理する際に使用する用語を一致させ整備するなど現行制度の運営上で現れる一部の不備を改善・補完するためである。

1-3 特許法施行令一部改正令（案）立法予告

電子官報（2020.4.20.）

産業通商資源部公告第2020-259号

特許法施行令の改正に当たり、それを国民に事前に知らせ、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を「行政手続法第41条」に基づき、次のとおり公告します。

2020年4月20日

産業通商資源部長官

特許法施行令一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

特許審判において合議体を総括する審判長の資格要件を3級一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員から4級以上の一般職公務員又は高位公務員団に属する

一般職公務員に緩和して審判長を拡大することにより、3人合議体運営の充実性を向上し、各審判長の分野別の専門性をより強化するためである。

2. 主要内容

イ. 審判長の資格要件緩和（案 第8条）

1) 特許審判院の開院（1998年）当時、審判長13名と審判官26名にて審判長1名が2名の審判官を統率したが、審判事件が増加すると共に2020年現在、審判長11名と審判官96名で審判長1名が平均8.7名の審判官を統率し、3人合議体運営の充実性に対する懸念が高まっている。

2) そのため、審判長の資格要件を4級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員に緩和する。

3) 審判長が統率する審判官数を適正化することで充実した審理及び合議が行われることが期待される。

1-4 商標法施行令一部改正令（案）立法予告

電子官報（2020.4.20.）

産業通商資源部公告第2020-260号

商標法施行令の改正に当たり、それを国民に事前に知らせ、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を「行政手続法第41条」に基づき、次のとおり公告します。

2020年4月20日

産業通商資源部長官

商標法施行令一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

商標審判において合議体を総括する審判長の資格要件を3級一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員から4級以上の一般職公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員に緩和して審判長を拡大することにより、3人合議体運営の充実性を向上し、各審判長の分野別の専門性をより強化するためである。

2. 主要内容

イ. 審判長の資格要件緩和（案 第8条）

- 1) 特許審判院の開院（1998年）当時、審判長13名と審判官26名にて審判長1名が2名の審判官を統率したが、審判事件が増加すると共に2020年現在、審判長11名と審判官96名で審判長1名が平均8.7名の審判官を統率し、3人合議体運営の充実性に対する懸念が高まっている。
- 2) そのため、審判長の資格要件を4級以上の一般職国家公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員に緩和する。
- 3) 審判長が統率する審判官数を適正化することで充実した審理及び合議が行われることが期待される。

関係機関の動き

2-1 ICT技術を活用した韓国の新型コロナウイルス対応事例を紹介

韓国特許庁（2020.4.16.）

韓国政府、2番目の英文「新型コロナウイルス対応における政策資料集（※）」を配布

※（名称）Flattening the curve on COVID-19 : How did Korea respond to the pandemic using ICT

新型コロナウイルスの世界的な拡散が続いているなか、G20をはじめとする主要国家および世界銀行（WB）、アジア開発銀行（ADB）、経済協力開発機構（OECD）などの主要国際機関が、韓国の新型コロナウイルス対応の経験共有を要請している。

特に韓国の情報通信技術・人工知能（AI）を活用した対応事例について高い関心を示している。

韓国政府は企画財政部、科学技術情報通信部、行政安全部、保健福祉部、国土交通部、特許庁などの関係部処と協業し、韓国の革新的な技術を活用した「新型コロナウイルス対応における政策資料集（Flattening the curve on COVID-19）」を発刊した。

当資料集には、(1) 社会的距離拡大戦略、(2) 韓国型ウォークスルー（「K-ウォークスルー」）技術などイノベーション技術に基づいた3T対応（診断（test）、疫学調査（trace）、患者管理（treat））、(3) データ活用などを通じた新型コロナウイルスの拡散抑制策などに対する詳細内容が含まれている。

- (1) (社会的距離拡大戦略) テレビ会議・VPN を活用した遠隔勤務、EDISON プラットフォーム・ScienceAll Web サイトを利用した遠隔教育など
- (2) (3T 対応) 診断キットに関する科学技術の R&D、AI を活用した医療動画の分析、疫学調査の支援システム、既存薬再開発の研究など
- (3) (拡散抑制) 公共データの開放やマスク販売情報の公開など、さまざまな技術

韓国政府は、この資料集を国内の政府機関や団体、在外公館・外国政府・国際機構(※)など海外機関および主要外信に配布する計画であり、韓国の対応事例に関心を持っている主要国および機関と保健・経済分野におけるテレビカンファレンスなども積極的に開催し、韓国の防疫、保健、経済対応の経験を共有する予定である。

※世界銀行(WB)、アジア開発銀行(ADB)などの主要な国際開発金融機関(MDB)、OECD
※4月23日(木曜)米国のワシントンD.C.所在のシンクタンク、政府、マスコミを対象にテレビ会議を開催する予定(ジョージ・ワシントン大学韓国学研究所主管)

これからも韓国政府は、保健・医療分野における韓国国内の優秀な政策を積極的に共有・拡散し、世界中の新型コロナウイルス対応に積極的に貢献していく計画である。

2-2 新型コロナウイルスの「K-診断キット」、特許登録第1号

韓国特許庁(2020.4.20.)

新型コロナウイルス診断技術の出願、速やかに特許登録完了

韓国特許庁は、2020年2月に国軍医務司令部が出願した新型コロナウイルスの診断技術について、4月20日に新型コロナウイルスの診断技術として初めて、特許登録を決定したと発表した。

特許登録が決定された新型コロナウイルスの診断技術は、優先審査として申請され、出願段階から特許審査官3名の意見をまとめて速やかに審査した結果、出願後約2ヵ月で特許登録が決定された。

当特許技術は、新型コロナウイルスのパンデミック宣言に伴い、韓国の診断キットに対する世界の需要が増加している状況のなか、新型コロナウイルスに関する最初の特許登録の事例である。

新型コロナウイルスは伝播力が強いために感染可否の速やかな診断が重要であり、特許登録が決まった新型コロナウイルスの診断技術は、RT-LAMP (Reverse transcription loop-mediated isothermal amplification) を利用することで、より少ない試料で診断時間を1時間以内に短縮できる技術である。

現在、特許庁では、検査時間の短縮や精度の向上など、さまざまな新型コロナウイルスの診断技術が出願されており、これまで約20件が出願され、その中で2件が優先審査中である。

これを受けて特許庁は、迅速かつ正確な審査のために関連分野の専門審査官3名で構成された合意型協議審査を通じて、新型コロナウイルスの診断技術を速やかに権利化するために支援していく方針である。

一方、特許庁では新型コロナウイルスの診断技術に関する特許出願が大幅に増加すると予想している。SARS (重症急性呼吸器症候群)、MERS (中東呼吸器症候群) と同様に、ウイルスに関する診断技術の特許出願は遺伝子情報が公開された後、1～3年の間に増加する傾向があるため、新型コロナウイルスもこれから増加すると予想される。

そのため特許庁は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するには迅速な診断が重要なため、新型コロナウイルスが早く収束し、国民が安全な日常生活に復帰できるよう、新型コロナウイルスの診断に関する特許出願を継続的にモニタリングし、迅速かつ正確な審査サービスを提供する予定である。また、新型コロナウイルス診断などの分野で、韓国の優秀な技術が国際競争で優位を占め、優秀な特許として位置付けられるよう積極的に支援する予定である。

特許庁のバイオヘルスケア審査課長は、「新型コロナウイルスの診断技術など、バイオヘルスケア分野の特許技術について迅速かつ正確な審査を行い、韓国企業が「K-バイオ」時代をリードできるように積極的に支援する」と述べた。

特許庁傘下の公共機関と新型コロナウイルス被害企業支援および
ポストコロナ時代への対応策を議論

韓国特許庁は4月17日（金曜）午前10時に特許庁ソウル事務所で、韓国発明振興会など6つの（※）傘下公共機関長と「新型コロナウイルスの克服に向けた公共機関長懇談会」を開催した。

※韓国発明振興会、韓国特許情報院、韓国知識財産研究院、韓国知識財産保護院、韓国特許戦略開発院、特許情報振興センター

今回の懇談会では、各機関の新型コロナウイルスにより被害を受けた企業への支援現況を共有し、企業が知的財産基盤の競争力を基に、危機を早期克服するための方策について議論された。

また、予算の早期執行、被災地に対する募金支援、職員の在宅勤務拡大など機関別の対応現況を共有した。

特許庁は2月26日から24時間運営の「新型コロナウイルス対応のタスクフォース」を構成し、出願人・被害企業への支援、技術情報の提供などの対策を実施している。また、特許関連の書類提出期間を4月末まで延長し、被害企業に対するIP担保融資の優先支援や特許共済掛金の納付猶予などの措置を取り、特別災難地域の出願人を対象にした手数料の減免措置も実施する予定である。

そして、「特許情報ナビゲーション（※）」を開設して治療・診断・防疫など3,500件余りの韓国内外の特許情報を提供し、新型コロナウイルスに関する各国における特許情報分析の共有、出願人への支援策など、国際共助のためにWIPO、米国、中国など主要国の特許庁と協力（※※）している。

※新型コロナウイルス関連の治療薬・ワクチン、診断・検査、防護・防疫など主要分野別に韓国内外の特許動向調査の結果を公開し、現場で話題となっている最新技術の特許情報をわかりやすく整理して[特許庁ウェブサイト](#)で提供するサービス

※※特許庁長間の遠隔会議：米国（4月1日）、WIPO-16カ国（4月6日）、シンガポール（4月7日）、中国（4月9日）

それとともに、社会的混乱と危機に付け込んだ知的財産権の侵害を防止するために、マスク・手指消毒剤などの偽造品に対する特別取り締まりなどの保護活動も強化している。

特許庁長は「韓国の新型コロナウイルス感染者数の増加傾向は収まってきている。しかし、今後の世界経済の低迷および社会・文化・技術の面において大きな変化が予想される」とし、『禍を転じて福と為すという』ということわざのように、韓国の特許庁と各機関が一丸となってグローバル経済をリードできるよう知的財産政策を積極的に推進してほしい」と呼びかけた。

2-4 特許庁、特別災難地域に特許手数料の減免施行

韓国特許庁（2020.4.20.）

特別災難地域の居住者を対象に出願料、審査請求料、登録料などを減免する

韓国特許庁は、「新型コロナウイルス」により大きく被害を受けて特別災難地域として宣言された、大邱、慶北地域の居住者を対象に、1年間の特許手数料を減免すると発表した。

特許庁は、特別災難地域の宣言日（2020年3月15日）に、上記の地域に住所を登録している個人や法人が納付する特許出願料など（※）の30%、PCT出願を行った中小企業が納付する国際調査料（韓国語）の75%を減免する。

※特許・実用新案・デザインに関する出願料、審査請求料、設定登録料、年次登録料を含む

[特別災難地域を対象にする特許手数料の減免策]

減免対象（※）	減免する手数料	減免割合	減免期間
特別災難地域に住所を置いている個人・法人	特許・実用新案・デザイン出願料・審査請求料・登録料	30%	特別災難地域の宣言日から1年間
特別災難地域に住所を置いている中小企業	PCT出願に対する国際調査料（韓国語）	75%	

※特別災難地域の宣言日（2020年3月15日）基準で特別災難地域に住所（法人の場合、本店の所在地）を置いた者

この措置は、2020年第1四半期の韓国の特許出願件数が増加傾向にも関わらず、大邱・慶北地域の場合、徐々に減少傾向を見せており、3月に実施した弁理士対象のアンケート調査では、「新型コロナウイルス」の影響で特別災難地域として宣言された地域を対象にして、官納料減免などといった政府からの支援が必要であるという意見が出ている。それに基づきその地域の出願人に対する経済的な負担を軽減することで、知的財産の創出・活用を積極的に支援するための措置である。

[2020年第1四半期の特許出願（内国人）の現況]



特別災難地域の出願人などが手数料の減免を受けるためには、出願書などに減免理由（「特別災難地域の出願人」など）を記載し、減免対象者であることを証明する資料を提出すればよい。

韓国特許庁長は「大邱・慶北地域の出願人などの特許創出と経済活性化を支援するための措置を実施することにした」とし、「『新型コロナウイルス』のため、知的財産権の創出・保護活動が影響を受けないように継続的に支援策を設けていく予定である」とコメントした。

2-5 新型コロナウイルス関連の中小企業に対する営業秘密保護の特別支援

韓国特許庁 (2020. 4. 21.)

診断・治療・防疫関連企業、営業秘密管理体系の診断・教育などを支援

[新型コロナウイルス関連の企業に対する営業秘密保護の支援内容]

支援プログラム		支援条件	支援規模	備考
企業訪問教育		教育参加 10 名以上の中小企業	10 社	小企業優先
保護 コンサルティング	管理体系の診断	中小企業	15 社	小企業優先
	管理体系 集中コンサルティング	診断結果が「不十分」 または「脆弱」企業	5 社	
原本証明サービス(70%の費用支援)		中小企業	制限なし	企業当たり 10 件

韓国特許庁は、「新型コロナウイルス」の診断・治療剤・防疫物品の生産会社など、関連業種の中小企業を対象に営業秘密管理の現状診断、無料による企業訪問教育、営業秘密原本証明サービス料の減免などを支援すると発表した。

技術優位性のある韓国の診断キットおよび防疫物品に対する海外の需要が急増するにつれ、関連中小企業の研究・実験データ、契約単価などの営業秘密が流出するリスクが高くなっており、特許庁はこれらの企業が営業秘密の管理体系を構築できるよう緊急支援を行うことにした。

特許庁は、診断キット、治療剤、防疫物品などを研究・生産する中小企業が所属している韓国製薬バイオ協会、韓国医療機器産業協会など関連協会と協議を行い、会員社を対象に「営業秘密保護の特別支援」の受付を 4 月 29 日（水曜）まで実施する計画である。申請した企業の中から優先して小企業を支援するが、小企業が支援予定の規模に満たない場合は、中企業を先着順で選定し、5 月 7 日から支援する予定である。

※韓国製薬バイオ協会、韓国バイオ医薬品協会、韓国グローバル薬産業協会、韓国の医療機器産業協会、韓国防疫協会、韓国医療機器工業協同組合など

今回の特別支援により、企業は役職員の営業秘密保護に対する認識を高めるため、企業訪問教育や営業秘密の管理現状に対する診断、必要な営業秘密の管理方策や標準書式などの提供を受ける。また、営業秘密の管理現状に対する診断結果が「不十分」、または「脆弱」である企業の中で参加意思のある企業は、営業秘密の専門弁護士が直接訪問する「営

業秘密管理体系の集中コンサルティング」が受けられる。さらに、今回申請した中小企業については、中核技術が流出された際に営業秘密の保持事実を証明できる原本証明サービス登録費用の一部を受けることができる。

※企業当たり 10 件まで、新規登録費用（1 万ウォン）の 70%（7,000 ウォン）を支援

特許庁の産業財産保護政策課長は「新型コロナウイルスのパンデミック対応において、韓国のバイオ分野の技術力、ウォークスルーなどの独創性に世界が注目している。海外での関連知的財産をきちんと保護するためには、特許と営業秘密を戦略的に選択し、それぞれ適した管理体系を構築する必要がある」と述べた。

営業秘密保護の特別支援の詳細や申し込みの手続きについては、韓国知識財産保護院の[営業秘密保護センター](#)（+82-1666-0521）で確認することができる。

2-6 特許庁、「K-防疫モデル」を主要海外特許庁と共有

韓国特許庁（2020. 4. 21.）

特許庁、WIPO 事務局長および主要特許庁長との第 2 次遠隔会議に参加

韓国特許庁は 4 月 20 日（月曜）午後 9 時、韓国をはじめとする日本・米国・中国・欧州・インドなど主要 16 ヶ国の特許庁長と世界知的所有権機関（WIPO）の事務局長が参加する遠隔会議が開催されたと発表した。

韓国特許庁長は、今回の遠隔会議における代表発言で、韓国はこれまで緊密な官民協力により新型コロナウイルスに効果的に対応していることを説明した。また、最近、韓国政府はこれまでの経験とノウハウ、K-ウォークスルーなどのイノベーション技術を紹介する「新型コロナウイルスの対応における政策資料集（※）（Flattening the curve on COVID-19）」を発刊し、韓国の対応事例に関心を持つ国々に、積極的に共有する意思を表明した。

※企画財政部、科学技術情報通信部、行政安全部、保健福祉部、国土交通省、特許庁などの協業により発刊された資料集であり、同資料には、社会的距離拡大戦略、韓国型ウォークスルー（K-ウォークスルー）技術などイノベーション技術に基づいた 3T 対応（診断（test）、疫学調査（trace）、患者管理（treat））、データ活用などに関する内容が含まれている。

さらに、韓国特許庁で受け付けた PCT(国際特許条約)※国際特許出願において、出願人が新型コロナウイルスにより手数料などを期限内に納付できなかった場合、それにより追加で負担すべき加算料を実質的に免除する方策を確立・施行することで、新型コロナウイルスによる出願人の負担を最小化する一方、知的財産権の創出・活用を積極的に支援するという立場を明らかにした。

※Patent Cooperation Treaty の略で、PCT 条約に基づき一つの出願を受理官庁に提出すると、複数の指定国に特許を出願した効果を付与する。

今回の遠隔会議は、4月6日に開かれた第1次の会議に引き続き開催され、PCT(特許)、ハーグ(デザイン)、マドリッド(商標)などといった国際知的財産権における出願人の負担を最小化するためのWIPOと加盟国間の協力事項、新型コロナウイルス関連の特許情報を効果的に提供する方法などについて深く議論された。

韓国特許庁長は、「最近、全世界が韓国の新型コロナウイルスの対応事例に注目しており、多くの国が診断キット、K-ウォークスルーなどに関する経験とノウハウの共有を要請している」とし、「知的財産権分野で新型コロナウイルスの対応に向けた世界中の努力に対し積極的に参加し、韓国の対応モデルが全世界でベストプラクティスになるよう努力する」と述べた。

2-7 特許庁、人工知能を用いた新型コロナウイルス治療剤の開発現場を訪問

韓国特許庁 (2020.4.21.)

韓国生命情報学会と協力して関連特許情報を産・学・研と共有

韓国特許庁長は4月21日の午後3時、新型コロナウイルス関連企業の現場を訪問し、企業の知的財産に関する苦情を聴取するとともに支援策について議論した。

当日訪問した「Syntekabio」は、人工知能(AI)を用いて既存の薬物データを分析することにより、新型コロナウイルスの治療剤など新薬に利用できる可能性の高い薬物を探り出す企業であり、バイオインフォマティクス(Bioinformatics、生命情報科学)を活用した既存薬再開発の技術を保有している企業である。

現場訪問では、韓国特許庁長をはじめとする韓国生命情報学会の学会長と副会長を務めている韓国科学技術院のバイオおよび脳工学科教授2名が参加し、「人工知能(AI)に基

づいた既存薬再開発の方法」に関して、産・学・研の研究者に特許分析情報を提供する方策について議論した。

特許庁と韓国生命情報学会は、人工知能に基づいた既存薬再開発に関する特許分析に協力し、その結果を2020年8月に開催される生命情報学会（BIOINFO 2020）で発表する予定であり、特許庁の「[新型コロナウイルス特許情報ナビゲーション](#)」などのオンラインでも公開する計画である。

特許庁長は「過去20年間学会では、韓国の生命情報学分野の基礎を築いてきたため、それにAIの分析技術が加わり、パンデミックの状況のなかでもその力が発揮できた」とし、「今後も特許庁と韓国生命情報学会が緊密に協力し、バイオ産業に活力を吹き込むことができるよう、全力を尽くしていく計画である」と述べた。

2-8 韓・サウジ特許庁長、テレビ会議を開催

韓国特許庁（2020.4.23.）

サウジの新型コロナウイルス関連特許情報ポータル構築の支援に合意、
韓国特許専門家の追加派遣に合意、
知財権データ交換のMOU締結など、韓・サウジアラビアの知財権協力を強化

韓国特許庁は、4月22日午後4時に特許庁ソウル事務所でサウジアラビア知的財産総局とテレビ会議を行い、新型コロナウイルスの危機が続いても、現在進めている両機関の協力事業を持続的に推進し、むしろ今の危機をチャンスに変えることに合意した。

韓国特許庁長は、会議で患者と医療スタッフの接触を最小限にするために開発した、K-ウォークスルーなど韓国の優秀な診断手法を活用した韓国型防疫モデルを紹介し、新型コロナウイルスの診断、治療、防疫に関する特許情報を分析した「新型コロナウイルス関連特許情報ナビゲーション」の運営現況に関する情報も共有した。

サウジ知財総局長は、「韓国の特許情報ナビゲーションは、サウジ政府が新型コロナウイルスの非常事態を克服するための貴重な資料として使えるものである」と評価し、韓国型の特許情報分析手法を適用した「サウジの新型コロナウイルス関連特許情報共有ポータル」の構築に必要な情報共有を要請した。それにより、韓国特許庁は特許情報の抽出、分析方法などを支援することにした。

また、両機関は韓国の特許・商標審査官 3~4 名を、新型コロナウイルスの非常事態が収まり次第、できるだけ早くサウジアラビアに派遣することに合意した。

2019 年 8 月から 13 名の韓国人の専門家（公務員 8 名、民間 5 名）をサウジに派遣し、サウジアラビア国家知財権戦略の策定、情報化システム構築のコンサルティング、審査官教育などを活発に行っている。

今回の追加人材の派遣合意は、既存派遣団の業務遂行能力に対する肯定的な評価によるもので、派遣団規模の拡大に伴って業務領域と範囲もより大きくなる見込みである。

さらに、今回の会議では特許庁を設立して以来、最初のテレビ MOU 締結式が行われた。同 MOU は両機関が保有する特許、商標、デザインのデータ相互交換が目的であり、今後韓国の知財権情報へのサウジ審査官のアクセシビリティが大幅に向上すると期待される。

それとともに、このデータ交換は知財権データの民間公開も含めているため、韓国の特許情報サービス業界とサウジへの進出を希望する企業も、それによる優遇を受けられると見込んでいる。

韓国特許庁長は「サウジは全アラブ圏で最も影響力が大きく、知財権を通じた国家革新への意志も最も強い国である」と評価し、「派遣団の拡大とサウジアラビアとの協力事業にいっそう拍車をかけ、韓国型制度の伝播と専門人材の派遣をサウジアラビアだけでなく、他のアラブ諸国にも継続的に拡大していく」という意志を表明した。

さらに、「中東など新興市場に進出する韓国企業が現地で知財権を早期に確保し保護できるよう、先行的な支援にも注力する」との決意も示した。

2-9 特許庁、新型コロナウイルスの危機を克服するための「韓国製診断キット、ウォークスルー検査情報」を韓国内外に共有

韓国特許庁 (2020. 4. 27.)

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの検査に使う「診断キット」および「ウォークスルー検査ブース」に関する韓国国内の技術情報、会社情報および動画による活用方法などを特許庁の「新型コロナウイルス特許情報ナビゲーション (<https://www.kipo.go.kr/ncov>)」で、24 日から提供すると発表した。

3 月 19 日にオープンした「新型コロナウイルス特許情報ナビゲーション」は、新型コロ

ナウイルス関連技術の権利情報だけでなく、権利確保を失敗した後に公開されるか、または特許放棄、存続期間の満了などにより消滅した特許、外国のみ出願された特許などの韓国国内で誰もが気軽に簡単に速やかに事業化できる技術情報（※）が多数含まれている。

※（例）アビガン・シクレソニドなど代案となる治療薬、マスクに関連するフィルター交換や空気漏れ防止および機能改善の技術、各種ウイルス殺菌装置、着脱が容易な医療用防護服など

また、治療剤などの特許権利情報は、他国で新型コロナウイルスの治療薬が開発されるか、または代案となる治療薬を導入する必要がある場合に、該当する治療剤を韓国国内で生産するために強制実施権を発動するにあたって、有用な情報として活用できると期待される。

※国家非常事態、公共利益などのために特許権を政府機関または第三者が利用できるように、特許権者に課される非自発的な実施権の設定契約

3 月末にブルームバーグなどの外信が韓国の特許情報ナビゲーションについて報道した後、海外からの注目を集めており、世界の主要な知財権国家なども情報共有の効用性への高い関心を示し、これまで提供している韓国語情報を英文化する要請が押し寄せている。

それに歩調を合わせて、特許庁は、従来韓国語で提供していた特許情報および分析報告書などを英文で提供し、世界各国が特許情報に基づいて新技術を開発する基盤を整えることで、全世界が協力して現在の危機的状況を乗り越えることに貢献すると予想している。

一方、今回新たに公開された「K-ウォークスルー検査ブース」の関連情報は、陰圧式採痰ブース（ヤンジ病院製造）と陰・陽圧混合式採痰ブース（高麗技研製造）の説明動画と各方式別の生産企業の情報などを含めている。

陰圧式はウイルスが外に漏れないよう、ブース内部の圧力を外部より低くし、患者がブースの内部に入る方式であり、陽圧式はウイルスが内部に浸透しないよう、ブース内部の圧力を外部より高くし、医療スタッフがブースの内部に入る方式である。混合式は 2 種類のタイプを状況に応じて切り替えて使用することができる。

2020年2月に韓国国内でウォークスルー方式を用いた検体採取が始まって以来、海外でも新型コロナウイルスの感染を安全かつ迅速に検査できる韓国のウォークスルー技術に関心を示している。

それにより特許庁は、これらの技術を「K-ウォークスルー」という名称でブランド化し、外交部を介して海外に積極的に広報することで、発展途上国への技術サポートなどの公的支援に活用（※）する方針である。

※韓国型ウォークスルーに関する知財権を公的利用するための業務協約を締結（4月13日）

さらに、「診断キット」の関連情報は、韓国国内での新型コロナウイルス診断キットの製作および輸出業者の企業名、連絡先などの基本情報だけではなく、企業規模、生産能力、製品別の特徴、認証などの詳細情報まで提供する。

今回提供された「診断キット」および「ウォークスルー検査」に関する動画、企業情報および製品の特徴は、韓国語と英語の両方で制作され、外国の診療現場で技術を必要とする場合、韓国の製造業者と直接コンタクトすることによる速やかな設備受給にも、大きく貢献すると見込んでいる。

韓国特許庁長は、「新型コロナウイルスの感染者が全世界的に急増しているなか、迅速かつ正確な検査として認められている韓国の診断キットおよびウォークスルー検査技術が幅広く広がることで、各国から新型コロナウイルスによる危機的状況を克服することに大きく貢献できると期待している」とし、「特許情報ナビゲーションが単純な特許情報の提供にとどまらず、新型コロナウイルスの克服に向けたさまざまな技術情報を共有する場として活用する予定である」と明らかにした。

一方、特許庁は、新型コロナウイルスの危機を克服するために、特別被災地域の出願人が支払う出願料、審査請求料、登録料などを減免し、3月31日から4月29日まで、書類提出期限が満了される場合に提出期限を4月30日まで一括延長するなど、さまざまな国民支援対策を設けて施行している。

2-10 特許庁長、新型コロナウイルスのワクチンを開発する「G+FLAS 生命科学」を訪問

韓国特許庁 (2020. 4. 27.)

特許庁・ソウル大学・新韓銀行、バイオベンチャー企業への支援協議

韓国特許庁長は、4月23日(木曜)午前10時30分にバイオベンチャー企業である「G+FLAS 生命科学」を訪問し、新型コロナウイルスのワクチン開発企業の知財に関する要請事項を聴取し、支援策について協議した。

「G+FLAS 生命科学」は、ソウル大学の研究所を基盤とするベンチャー企業であり、既存のゲノム編集技術よりも機能を大幅に向上させた次世代ゲノム編集技術を基に抗がん治療剤および新型コロナウイルスのワクチン候補物質の開発に力を入れている。

「G+FLAS 生命科学」は、2014年に設立して以来、研究開発を重点的に進めており、実際の売上高はほとんどないが、3月27日に特許庁が実施した新型コロナウイルスに対応する企業向けの「迅速 IP 担保融資」の一環として、新韓銀行から IP 担保融資を受けて新型コロナウイルスのワクチン開発を進めている。

今回の現場訪問は、新韓銀行の企業部門長およびソウル大学の産学協力団長が同席し、大学の優秀な特許技術を事業化につなげ、革新的な企業が知的財産をもとに資金を調達する知的財産の取引および金融のエコシステムを構築するための意見を交わした。

特許庁長は、「大学の優秀な特許が革新企業と連携され、移転された特許をもとに資金を調達し、企業が成長していく好循環を確立することで、韓国の企業がグローバル競争力を備えられるよう、政策面でも注力していきたい」とコメントした。

2-11 特許庁、第1回知的財産スタートアップコンテストの参加者を募集

韓国特許庁 (2020. 4. 27.)

第2のユンホを有望スタートアップのCEOに育成する！

計10チーム、賞金3,300万ウォン、

「挑戦！K-スタートアップ」の本選進出および官民創業投資を支援

韓国特許庁は、韓国発明振興会、信用保証基金とともに有望な知的財産を保有する発明家および予備創業者の創業を活性化し、創業7年以下のスタートアップの成長を支援するため、「第1回知的財産スタートアップコンテスト」を開催すると発表した。

5月1日から6月15日まで公募が行われる「第1回知的財産スタートアップコンテスト」は、韓国最大規模の創業コンテスト（賞金総額15億8,000万ウォン）である「挑戦！K-スタートアップ」の本選への出場権を付与する予選（知的財産リーグ）である。

コンテストの参加資格は、東方神起のユンホ（※）のように知的財産（著作権を除く）を保有する発明家・予備創業者と創業7年以内のスタートアップ（2013年3月28日以降創業）であり、特許庁が主催したコンテストの受賞者も志願することができる。

※マスク（デザイン）、二重コップ（特許）、カプセルを装着できるカップ蓋（特許）の3つの知的財産権を保有しており、2019年の特許庁発明・特許に最もよく似合う芸能人に選定

参加を希望する創業者（チーム）は、公募期間中に韓国発明振興会ウェブサイトの知的財産スタートアップコンテスト募集ページ（<http://www.kipa.org>）に参加申請書、事業計画書などをオンラインで提出して申請すればよい。

特許庁の特許事業化担当官（ベンチャー型組織）は、コンテスト参加を申請した予備創業者およびスタートアップを対象に、IP基盤の書面評価とIRピッチング（※）評価を行い、最終的に10チームの有望な知的財産を保有した創業者（チーム）を選定する予定である。

※IRピッチング（スタートアップが投資者から投資を誘致するために、自社の紹介、事業内容、ビジネスモデルを説明する発表）

IP基盤の書面評価は、特許専門家の知的財産権を中心にしたイノベーション技術性の評価結果に、技術・市場専門家の事業性、市場性、起業家精神の評価結果を総合的に反映し、知的財産を基盤にする創業者（チーム）の発掘・評価する方法である。

最終的に選ばれた10チームには「特許庁長賞など総額3,300万ウォンの補償」と「挑戦！K-スタートアップの総合本選への出場権が付与」され、2020年11月に開催予定の最終決選においても良い成果が得られるよう、「知的財産基盤の創業IRピッチングコンサルティング」も提供される。

※特許庁長賞（2）、韓国発明振興会長賞（5）、信用保証基金理事長賞（3）

特許庁は、今回のコンテストで発掘された、有望な知的財産を保有する創業者（チーム）に対して知的財産支援事業の加点優遇以外に、中小ベンチャー企業部の創業・R&D 支援事業を選定する際書類評価の免除、信用保証基金の信用保証および保育や投資誘致の支援、TIPS（※）の運営会社であるインフォバンクの創業保育コンサルティング支援と投資検討など、さまざまな創業投資における官民協力プログラムを引き続き支援していく予定である。

※TIPS(Tech Incubator Program for Startup)：民間と政府が共同で有望な創業者を発掘・育成し、R&D 資金、事業化資金、海外マーケティング費用などを連携し支援する民間主導型技術創業プログラム

特許庁長は、「今回のコンテストが新産業、新技術分野において有望な知的財産を保有する創業企業がイノベーション成長の主役として成長する登竜門になるように、さまざまな支援を行っていききたい」と述べ、創業者（チーム）の積極的な参加を呼びかけた。

2-12 特許庁、特許書類提出期間の追加延長を実施

韓国特許庁（2020.4.28.）

「特許庁長などが指定する書類」の提出期間を5月31日まで再延長

韓国特許庁は、「新型コロナウイルス」の影響により5月中に到来する特許書類の提出期限（※）を5月31日まで、職権により一括で自動延長すると4月28日に発表した。

※特許などの審査に関連する手続きにおいて補正書、意見書などの書類を提出する期間であり、それを経過した場合、出願無効や拒絶決定になることもある。

特許庁は3月に「新型コロナウイルス」の非常事態により、書類の提出期間の満了日が3月31日～4月29日の間である件を職権で4月30日に延長した後、さらに1ヵ月延長する追加措置であると明らかにした。

今回の措置は、「新型コロナウイルス」による社会的距離の拡大戦略は緩和されたが、補正書や意見書の準備に通常1ヵ月程度がかかるという点、米国・欧州などで「新型コロナウイルス」の影響が続いているという点を考慮し、韓国内外の出願人と代理人の意思疎通を通じた書類の準備に支障が生じる可能性があるると判断したため、書類の提出期限を延長することにした。

これにより、出願人は別途の期間延長の申請や手数料の納付を行う必要がなくなり、書類を期限内に提出できず、出願無効や拒絶決定になることを防止できるようになる。

一方、特許法などで法定期間として規定されている場合、または利害関係者および第三者の利益を害するおそれがある場合は、職権延長から除外されるため、職権延長の対象となる詳細な書類の項目を特許庁ホームページ（www.kipo.go.kr）で確認する必要がある。

ただし、迅速な審査を希望する出願人は、今回の職権延長とは関係なく、指定期間の短縮申請（無料）を通じて、5月31日以前でも審査手続を進めことができる。

特許庁長は「新型コロナウイルスの影響により、韓国内外の出願人の厳しい状況を考え、今回のような措置を施行することにした」とし、「新型コロナウイルスが知的財産の創出および保護活動の妨げにならないよう、国際的な協調を通じて積極的な知的財産行政を推進していく予定である」と述べた。

2-13 2020年「国家知識財産ネットワーク（KIPnet）」の活動を本格開始

国家知識財産委員会（2020.4.28.）

新型コロナウイルスなどの変化に対応する 知的財産のイノベーション戦略確立に向けたアイデア発掘に乗り出す

韓国の国家知識財産委員会の知識財産戦略企画団は4月28日（火曜）に、2020年国家知識財産ネットワーク（KIPnet）の幹事機関運営会議をテレビ会議で開催し、韓国特許戦略開発院（IP-創出分科）、韓国産業技術大学（IP-活用・人材）、韓国知識財産保護院（IP-保護）、韓国著作権委員会（IP-著作権）を2020年国家知識財産ネットワークの幹事機関として選定した。

2020年には新型コロナウイルスの拡散、不況など急激に変化する状況のなかで、知的財産の役割がさらに大きくなるにつれて、「急変する社会環境に対応する知的財産（IP）のイノベーション戦略」を議題にし、分科別にそれを裏付けるために、さまざまな知的財産政策のアイデアについて議論を続ける予定である。

[国家知識財産ネットワークの分科別小主題]

分科	小主題
(統合主題) 急変する社会環境に対応する知的財産 (IP) のイノベーション戦略	
IP-創出	高品質の IP 創出に向けたイノベーション戦略
IP-活用人材	IP 中心の雇用活性化に向けた制度的支援策
IP-保護	IP 紛争の国際化に伴う韓国企業の対応戦略
IP-著作権	新しいコンテンツ流通プラットフォーム (OTT) 登場による著作権問題と対応戦略

国家知識財産ネットワークは、知的財産に関連する産・学・研・官の協力チャンネルを活性化するために、2012年に発足し、政策分野別の4つの分科（IP創出、活用・人材、保護、著作権）と100以上の企業、大学、研究・開発機関が参加しており、毎年の知的財産における主要トレンドにより知的財産に関する課題（※）を選定し、国家知識財産ネットワークのカンファレンス開催、協議会・講演などを通じて知的財産政策の議論および関係機関とのコミュニケーションに向けた主要チャンネルとなった。

※IP-R&D、企業の知的財産保護および活用、第四次産業革命時代における知的財産の役割と方向など

最近では、第26次国家知識財産委員会（2020年3月に書面で開催）に2019年国家知識財産ネットワーク運営結果の案件を上程するなど、政策提案を発掘する機能も強化している。

知識財産戦略企画団長は、「最近、新型コロナウイルスの拡散による社会的危機に効果的に対応し、技術イノベーションに基づいた経済回復をけん引するためには、これまで以上に知的財産の役割が重要になってきている」と強調し、「国家知識財産ネットワークが中小企業、大学、発明家のような知的財産の現場の声をよく聞き、一緒に議論する窓口になって国家知識財産委員会の政策審議・調停機能をさらに強化していくことを期待している」と述べた。

国家知識財産委員会は、大統領所属委員会として知的財産に関する政府の主要政策と計画を審議・調停し、その推進状況を点検・評価するための機構（知識財産基本法第6条）であり、韓国国務総理およびソウル大学法科大学長が共同委員長を務めている。

2-14 特許庁、キャリア審査官の採用が前年比 50%以上増加

韓国特許庁 (2020. 4. 29.)

2020 年「特許庁一般職公務員 6 級 (審査官)」のキャリア競争採用募集

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの影響のために新規採用が減少する中で、「一般職公務員 6 級 (審査官)」のキャリア競争採用に対する規模を前年比 50%以上拡大して採用すると発表した。

※6 級 (審査官) キャリアの競争採用規模 (任用日基準) : (2019 年) 40 名 → (2020 年上半期) 23 名 → (2020 年下半期) 38 名

特許庁の審査官は、発明家や企業が創出した特許、デザイン、商標などが法的に保護を受けられるかどうかを審査して無形の権利を付与する役割を果たす知的財産保護の尖兵である。

これまで特許庁は、審査品質の向上と効率性の増進のために、専門知識を備えている多様な人材が適材適所で能力を発揮できるように、審査官を採用してきたが、今回はその規模を大きく拡大したものである。

特許庁の 6 級 (審査官) のキャリア競争採用試験は、学位 (修士以上の) または専門資格証 (弁護士、弁理士、薬剤師など) を保有すれば、受験することができ、研究開発および現場経験が豊かな専門人材を審査官として活用できるという点で意味深いことである。

今回の特許庁における「一般職公務員 6 級 (審査官)」のキャリア競争採用規模は、38 名 (行政職 13 名、技術職 25 名) であり、願書受付は 5 月 12 日 (火曜) から 5 月 15 日 (金曜) まで 4 日間行われる。

[2020 年下半期の 6 級（審査官）キャリア競争採用の規模（38 名）]

行政職列 (13 名)		技術職列 (25 名)													
		工業						農業	医療 技術	薬務	環境		電算	放送通信	
商標	デザ イン	一般 機械	電気	電子	繊維	化学 工業	農業 科学	医療 技術	薬務	一般 環境	廃棄 物	電算 開発	通信 技術	放送 技術	
11	2	5	3	1	1	2	3	2	1	1	1	2	2	1	

特許庁長は、「専門性を備えている優秀な人材を採用し、高品質の審査サービスを通じた強力な知的財産権を創出することに貢献していきたい」と述べた。

一方、「特許庁一般職公務員 6 級（審査官）」のキャリア競争採用に関する詳細については、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) または人事革新処の公共機関採用サイト (<http://www.gojobs.go.kr>) で確認することができ、その他の内容は、特許庁の運営支援課 (+82-42-481-5111) に問い合わせることができる。

模倣品関連および知的財産権紛争

※本号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 新型コロナウイルスのパンデミックにおける治療剤関連の商標出願が急増

韓国特許庁 (2020. 4. 27.)

ここ 4 年間、年平均の出願件数が 2015 年以前に比べて 6 倍以上増加

2009 年の新型インフルエンザ、2012 年の MERS（中東呼吸器症候群）、最近の新型コロナウイルスなど、ウイルス感染症の診断と治療に対応するため、韓国製薬業界の動きが早くなっているなか、診断試薬、ワクチン、治療剤などに関する商標出願が大幅に増加していることが分かった。

韓国特許庁によると、2015 年以前には、ウイルス性疾患に関連する商標出願が毎年 20 件前後で出願されたが、ここ 4 年間（2016～2019 年）、年平均 150 件以上が出願されて大幅に増加したことが調査された。

※ (2015年) 26件 → (2016年) 158件 → (2017年) 113件 → (2018年) 215件 → (2019年) 153件

※※2012年はMERSの影響で58件出願

2015年以前のウイルス診断および治療剤に関する商標出願の割合をみると、診断試薬が99件(76%)で治療剤(31件、24%)より多かったが、2016年以降は治療剤が379件(59%)で診断試薬(260件、41%)より多いと調査され、最近になって治療剤開発の割合が徐々に高まっていると分析された。

※診断試薬：76% (2012～2015年) →41% (2016～2019)、治療剤：24% (2012～2015) →59% (2016～2019年)

製薬およびバイオ関連業界によると、「ウイルス治療剤に関する商標出願が増えているのは、診断よりワクチンや治療剤の開発が根本的な解決策であるという点、一般的に治療剤の開発に長い時間がかかるという点から、事前に出願をして権利を確保するためのものである」と述べた。

ウイルス診断および治療剤に関する商標出願人別の構成をみると、韓国企業が728件(全体の91%)で最も多く、次に個人(50件、6%)、海外企業(17件、2%)、大学産学協力団(6件、1%)の順になっており、企業の出願が多い理由は、相対的に研究開発費、人材、臨床実験などの面で有利な環境であり、開発に成功した場合は直ちに企業の利益につながるためであると把握される。

ウイルス診断および治療剤関連の商標出願件数が多い企業は、「鍾根堂」が41件で最も多く、次に「CL Bio」(36件)、「RBio」(33件)、「セルトリオン」(28件)の順となっている。

特許庁の商標デザイン審査局長は「現在、新型コロナウイルスのパンデミックがしばらく続くと判断しており、ウイルス性疾患に対するワクチンと治療剤の開発が切実に求められているだけでなく、『K-バイオ(韓国バイオ産業)』に対する世界的な関心が高まっており、これに関する商標出願も着実に増加していくと見込んでいる」と述べた。

その他一般

5-1 不動産関連サービスに新たな風が吹く

韓国特許庁 (2020. 4. 23.)

第四次産業革命時代の技術を融合した、不動産関連サービスの特許出願が増加

非対面サービスを好む最近の社会的雰囲気と相まって、新しい不動産関連サービスに注目する必要がある。人工知能 (AI) が顧客に合う家を提案し、直接訪問しなくても、スマートフォンの仮想現実で家の隅々まで見ることができる。また、インターネットでブロックチェーンを利用した契約書の作成や、モノのインターネット (IoT) とドローンを用いた家の管理などが代表的なサービスである。

海外では、米国と英国を中心に、2006年から不動産関連サービスと第四次産業革命時代の技術を組み合わせたプロップテック (Property + Technology) がスタートアップのトレンドとして浮上してイノベーションをリードしており、韓国は2015年から、初期段階のレベルでプロップテック企業が不動産取引と物件のビッグデータ、仮想現実サービスなどを提供している。

韓国特許庁によると、不動産関連サービスの分野にも第四次産業革命時代の技術が大きな影響を与えていることが明らかになった。

特許出願の動向を見ると、2016年に28件、2017年に29件、2018年に42件、2019年に69件で、出願件数が増加しており、出願人の割合は、中小企業が43.8%、個人が40.4%、産業協力団と研究所を含むその他が11.3%、大企業が4.4%であり、中小企業および個人の出願が大半を占めている。

このような出願動向は、さまざまなプロップテック企業が新たに登場しており、企業間の競争が激化する環境のなかで、サービス分野を先取りするための積極的な技術開発が特許件数の増加傾向をけん引したものと解釈される。

具体的には、第四次産業革命時代の技術が適用された不動産関連サービスの特許は、ビッグデータと人工知能を用いた相場予測、商圈分析などといった不動産関連情報を提供する技術が53件 (29%)、仮想現実を組み合わせた体験技術が27件 (15%)、モノのインターネットとドローンを活用した建物制御、清掃、安全管理技術が73件 (40%) 出願

され、契約履歴などの偽変造を防止するためのブロックチェーン技術が 28 件（16%）出願された。

特許庁の電子商取引審査課長は、「情報通信と第四次産業革命時代の技術の発達により、新しい技術やアイデアが不動産関連サービスに次々と登場しているため、その技術は、さらに高度化し、出願件数も増加するものと予想される」とし、「韓国企業も不動産関連サービス市場の優先的な確保と技術競争力の強化のために、知財権の確保に関心を持つ必要がある」と述べた。

5-2 「2020 キャンパス特許ユニバーシアード」、4月23日から参加申込の受付開始 韓国特許庁（2020.4.23.）

特許ビッグデータの活用能力を備えたイノベーション人材のチャレンジ！
サムスン電子、現代自動車など 30 の企業・研究所が参加

韓国特許庁と韓国工学翰林院は、サムスン電子、現代自動車、SK ハイニックス、LG ディ스플레이、韓国電子通信研究院（ETRI）など、韓国を代表する 30 の企業・研究機関と連携し、特許ビッグデータの活用能力を備えたイノベーション人材育成に乗り出した。

特許庁が主催する「2020 キャンパス特許ユニバーシアード」は、企業・研究機関が出題した技術テーマについて大学（院）生が優秀なアイデアを提示すると、企業がそれを採択して活用する大会であり、4月23日から開催される。

本大会に参加した学生は、企業が提示した問題を解決して、賞金と就職機会の増進という二兎を得ることができる。本大会の受賞者の就職率は、一般の理工系卒業生の就職率より高いと知られており、ここ 5 年間、本大会の受賞者のなかで卒業予定者の就職率は平均 80%以上である。

2020 年から「大学創意発明大会」と「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」を「2020 キャンパス特許ユニバーシアード」という新たな名称に統合して開催される。それにより、既存の「特許戦略部門」の他、「発明事業化部門」も新設される。

本大会は、「発明事業化部門」と「特許戦略部門」に分かれて行われる。発明の事業化部門は、企業・研究所が保有する特許技術を分析し、それに基づいて具体的な事業化戦略を確立する部門であり、特許戦略部門は、企業・研究所が提示した技術テーマにおける主要特許と R&D 戦略を企画する部門である。

2020年の企業・研究機関は、未来自動車、バイオヘルス、人工知能など、未来の有望な技術分野に重点置く42の問題（発明事業化部門12問題、特許戦略部門30問題）を出題した。学生たちは、その中で一つを選び、答案を提出する。また、部門別に特化されたオン・オフライン教育も提供し、答案作成の際、それを参考にすることもできる。

受賞者には、合わせて3億ウォンの賞金と褒賞（大統領賞、国務総理賞、科学技術情報通信部長官賞、産業通商資源部長官賞、特許庁長賞など）が授与され、受賞者がスポンサー企業に志願する場合、就業優遇も受けることもできる。また、受賞後に「次世代知的財産リーダー（YIPL）」プログラム（※）に参加して体系的、継続的な知的財産教育も受けることになる。

※韓国工学翰林院で運営する受賞者ネットワーク（CEO講演、産業施設訪問、就職メンタリングなどを提供）

特許庁の産業財産政策局長は「新型コロナウイルスによる厳しい状況の中で、学生たちが韓国企業に提示したクリエイティブなアイデアは、新たな活力を呼び起こすことができると期待される」とし、「大学（院）生には、特許ビッグデータの活用能力が高まる貴重な経験になると予想している」と大会の趣旨を強調した。

本大会は、個人またはチーム（3名以内）で構成される韓国の大学（院）生であれば誰でも参加でき、4月23日（木）から6月15日（月）まで大会ウェブサイトを通じてオンライン参加申込を受け付ける。

一方、詳細な内容については、大会ウェブサイト（www.kipa.org/cpu）と大会事務局（韓国発明振興会の知的財産人材育成室、+82-2-3459-2813）に問い合わせることができる。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム